

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○化学物質

欧州連合(EU)、食品中のダイオキシン類、ダイオキシン様 PCB 類及び非ダイオキシン様 PCB 類の基準値等について一部改正

公表日：2011/12/03 情報源：欧州連合(EU)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:320:0018:0023:EN:PDF>

欧州連合(EU)は12月3日、食品中のダイオキシン類、ダイオキシン様 PCB 類及び非ダイオキシン様 PCB 類の基準値等について一部改正する委員会規則(EU) No 1259/2011 を官報で公表した。それによると、改正の経緯等及び改正内容の概要は以下のとおり。

1. ダイオキシン類は、75種のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)同族体及び135種のポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)同族体(このうち17種に毒性学的懸念がある)のグループに属している。

ポリ塩化ビフェニル類(PCBs)は、毒性学的特性に従って2つのグループに分けることができる209種の様々な同族体のグループである。12種の同族体は、ダイオキシン類に類似した毒性学的特性を示しているため、「ダイオキシン様 PCB 類」(DL-PCB)とよく呼ばれる。

他の PCB 類はダイオキシン様の毒性を示さないが、別の毒性学的プロファイルを有しており、「非ダイオキシン様 PCB 類」(NDL-PCB)と呼ばれる。

2. 世界保健機関(WHO)は2005年6月28日、WHOの専門家会合で1998年に合意された毒性等価係数(TEF)値について専門家の研究集会を開いた。多数のTEF値(特にPCB類(オクタ塩化同族体及びペンタ塩化フラン類)について)が変更された。新しいTEF値の影響及び最近の存在量に関するデータが欧州食品安全機関(EFSA)の科学的報告書「食品及び飼料中のダイオキシン濃度のモニタリング結果(2010年)」の中でまとめられている。したがって、こうした新しいデータを考慮に入れて、PCB類の基準値を見直すことは妥当である。

3. EFSAの「フードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル」(CONTAMパネル)は、欧州委員会(EC)からの要請に応じて、飼料及び食品中における非ダイオキシン様 PCB 類の存在量に関する科学的意見書(2005年)を採択している。6種のマーカー又は標識 PCB 類(PCB 28、52、101、138、153 及び 180)の総量は、飼料及び食品中の総非ダイオキシン様 PCB 類の存在量の約半分を構成する。この総量は、非ダイオキシン様 PCB 類の存在量及びヒトへの暴露量において妥当なマーカーと考えられ、したがってこの総量について基準値を設定することが望ましい。

4. 乳児及び幼児用の食品中のダイオキシン類及びダイオキシン様 PCB 類のモニタリングデータに照らし、乳児及び幼児用の食品に対して特定の低い基準値を設定することは妥当である。

5. 附属書

規則(EC) No 1881/2006の「セクション5：ダイオキシン類及びPCB類」は以下のように改められる。(訳注：主な改正箇所は以下のとおり)

(5.2) 5.1に該当する陸生動物(訳注：ウシ科動物・めん羊、家きん、豚)の肝臓及びその由来生産物

ダイオキシン類の総量(WHO-PCDD/F-TEQ)：4.5pg/g 脂肪(訳注：6.0pg/g 脂肪から変更)

ダイオキシン類及びダイオキシン様 PCB 類の総量(WHO-PCDD/F-PCB-TEQ)：10.0pg/g 脂肪(訳注：12.0pg/g 脂肪から変更)

PCB28、PCB52、PCB101、PCB138、PCB153 及び PCB180 の総量(ICES-6)：40ng/g 脂肪(訳注：新設)

(5.13) 乳児及び幼児用の食品(訳注：新設)

WHO-PCDD/F-TEQ：0.1pg/g 湿重量

WHO-PCDD/F-PCB-TEQ：0.2pg/g 湿重量

ICES-6：1.0ng/g 湿重量

○変更された各同族体の毒性等価係数は以下のとおり。

(ダイオキシン類)

八塩化ジベンゾフラン(OCDD)：0.0003(訳注：0.0001から変更)

1,2,3,7,8-五塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(1,2,3,7,8-PeCDF)：0.03(訳注：0.05から変更)

2,3,4,7,8-五塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,4,7,8-PeCDF)：0.3(訳注：0.5から変更)

八塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(OCDF)：0.0003(訳注：0.0001から変更)

(「ダイオキシン様」 PCB 類)

PCB 81 : 0.0003 (訳注 : 0.0001 から変更)

PCB 169 : 0.03 (訳注 : 0.01 から変更)

PCB 105、PCB 118、PCB 123、PCB 189 : 0.00003 (訳注 : 0.0001 から変更)

PCB 114、PCB 157 : 0.00003 (訳注 : 0.0005 から変更)

PCB 156 : 0.00003 (訳注 : 0.0005 から変更)

PCB 167 : 0.00003 (訳注 : 0.00001 から変更)

関連情報(海外)

欧州連合(EU) : 飼料及び食品中のダイオキシン類、フラン類及びPCB 類の低減に関する委員会勧告 2011/516/EU (2011 年 8 月)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:218:0023:0025:EN:PDF>

欧州食品安全機関(EFSA) : 食品及び飼料中の非ダイオキシン様 PCB のモニタリング結果に関する科学的報告書(2010 年 7 月)

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1701.pdf>

EFSA : 食品及び飼料中のダイオキシン濃度のモニタリング結果に関する科学的報告書(2010 年 3 月)

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1385.pdf>

EFSA : 飼料及び食品中の非ダイオキシン様 PCB に関する科学パネルの意見書(2005 年 11 月)

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/284.pdf>

米国環境保護庁(EPA) : ダイオキシン評価スケジュール(2011 年 8 月)

非発がん性毒性に関する報告書(Volume1)を 2012 年 1 月末に公表すると記載している。

<http://cfpub.epa.gov/ncea/cfm/recorddisplay.cfm?deid=209690>

FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA) : ダイオキシン類の安全性評価(2001 年)

ダイオキシン類の再評価を実施し、ダイオキシン類の耐容月間摂取量を 70pg/kg 体重/月と設定した。

<http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v48je20.htm>

Codex 委員会 : ALINORM 06/29/41 (2006 年 7 月)

食料及び飼料におけるダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 節減のための実践規範を採択した。

http://www.codexalimentarius.net/download/report/662/al29_41e.pdf

○関連情報(国内)

関係省庁共通パンフレット : 「ダイオキシン類」(2009 年改定)

<http://www.env.go.jp/chemi/dioxin/pamph/2009.pdf>

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)

平成 19 年 6 月 11 日の改正(施行日は平成 20 年 4 月 1 日)で WHO の見直しを踏まえた毒性等価係数に変更している。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11F03101000067.html>

ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)及び同法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)

2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TeCDD)の耐容一日摂取量(TDI)を 4pg/kg 体重/日と定めている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO105.html>

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11SE433.html>

農林水産省 : 食品安全に関するリスクプロファイルシート(検討会用)ダイオキシン類(平成 21 年 12 月 15 日)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/pdf/chem_dioxin.pdf

農林水産省 : ダイオキシン類について

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/gyokai/g_kenko/busitu/03a_gaiyo.html

厚生労働省 : 食品中のダイオキシン対策について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dioxin/>

環境省 : ダイオキシン類対策

<http://www.env.go.jp/chemi/dioxin/>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fscsi/>)をご覧ください。

○その他

スペイン食品安全栄養庁 (AESAN)、市民への総合対応サービス (Servicio de Atencion Integral al Ciudadano:SIAC)に関する情報を公表

公表日：2012/01/09 情報源：スペイン食品安全栄養庁 (AESAN)

http://www.aesan.msc.es/AESAN/web/notas_prensa/SIAC.shtml

スペイン食品安全栄養庁 (AESAN) *は1月9日、市民への総合対応サービス (Servicio de Atencion Integral al Ciudadano:SIAC)に関する情報を公表した。

SIAC は、AESAN が行っている業務に関して市民の様々な質問に答えるサービスであり、AESAN のホームページを通して受け取った、市民からの食品安全及び栄養に関するすべての相談を管理するものである。

疑問を解決できそうな「よくある質問等」を読んだ後でも疑問が残る場合は、その疑問を送信すると、情報部門によって調査され、直接返答がなされる。またその疑問は「よくある質問等」のデータベースに反映されることもある。

SIAC は2010年に登録され、2,305件の相談があった。2011年には個別に回答した相談は2,454件であった。

(※)スペイン食品安全栄養庁(AESAN)：食品の安全性の確保を目的に2001年に設立。本部はマドリード市アルカラに設置され、マドリード郊外とガリシア州に国立食品センター、EU海洋生物毒リファレンス研究所を擁する。

○関連情報(海外)

スペイン食品安全栄養庁 (AESAN)：相談受付

<http://www.aesan.msc.es/SIAC-WEB/contacto.do?reqCode=newSearch>

スペイン食品安全栄養庁 (AESAN)：「よくある質問」

<http://www.aesan.msc.es/SIAC-WEB/index.jsp>

○関連情報(国内)

食品安全委員会：食の安全ダイヤル

<http://www.fsc.go.jp/dial/index.html>

平成22(2010)年度 お問い合わせ件数 1,032件

食品安全委員会：「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について

<http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508.html>

消費者庁：消費者からの電話相談

<http://www.caa.go.jp/soshiki/caa/contact.html>

厚生労働省：お問い合わせ窓口

<http://www.mhlw.go.jp/otoiawase/>

農林水産省：消費者の部屋

<http://www.maff.go.jp/j/heya/>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。